

令和7年度 財政援助団体等監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

第2 東海村監査基準への準拠

令和7年度財政援助団体等監査は、東海村監査基準に準拠して実施した。

第3 監査の対象課室及び対象補助金

1 政策推進課所管

補助金名	東海村国際交流関係団体補助金	
対象団体	東海村国際交流協会	(補助額 343,621円)
対象団体	東海村日本語支援グループ	(補助額 533,000円)

2 村民活動支援課所管

補助金名	東海村みんなで地域づくり事業補助金	
対象団体	石神地区自治会	(補助額 838,921円)
対象団体	村松地区自治会	(補助額 1,030,000円)
対象団体	白方地区自治会	(補助額 1,030,000円)
対象団体	真崎地区自治会	(補助額 1,030,000円)
対象団体	中丸地区自治会	(補助額 1,030,000円)
対象団体	舟石川・船場地区自治会	(補助額 1,030,000円)

3 総合相談支援課所管

補助金名	東海村地域活動支援センター事業費補助金	
対象団体	社会福祉法人 はまぎくの会 地域活動支援センター ふわり	(補助額 2,959,000円)
対象団体	社会福祉法人 町にくらす会 地域活動支援センター KUINA	(補助額 2,959,000円)

4 生涯学習課所管

補助金名	東海村スポーツ協会補助金	
対象団体	東海村スポーツ協会	(補助額 6,947,642円)

第4 監査期日

令和7年11月13日（木）

第5 監査の方針及び方法

令和6年度に村から補助金の財政的援助を受けた団体の事業の執行が、財政的援助の目的に沿って適切に実施され、十分な効果が上げられているか、また、補助金の出納が適正であったか、さらに、補助金の所管課は補助団体に対して指導・監督を適切に行つたかどうかを主眼に監査を行つた。

監査の実施に当たつては、所管課から提出された補助金交付関係書類一式、団体から提出された財政援助団体等監査調書、規約、予算決算関係書類、会計帳簿及び証拠書類の確認を行うとともに、所管課から事業、経理内容等について説明を聴取した。

第6 監査の結果

1 東海村国際交流関係団体補助金

(1) 補助事業の概要

当該補助金は、村民を主体とした幅広い分野における国際交流活動を推進するとともに、広く村民の国際意識及び相互理解の促進を図り、併せて多文化を尊重しながら共生する社会の実現に貢献することを目的とした事業を行う国際交流関係団体に対し、経費を補助するものである。

(2) 団体の概要

令和6年度は、「東海村国際交流協会」と「東海村日本語支援グループ」の2つの団体を監査の対象とした。

「東海村国際交流協会」は、平成13年に設立され、姉妹都市交流会館を拠点に、外国人と村民との国際生活文化交流活動等を行い、国際交流の推進とともに異文化交流・理解を深める取り組みを進めている。令和6年度は、村内在住の外国人との交流サロン、キッズサロン、日本文化体験等を通して、交流を行つた。

「東海村日本語支援グループ」は、平成29年に設立され、東海村及び近隣市町村在住の外国人に日本語支援、生活支援を行うとともに、会員相互の情報交換や交流、研修等により、会員のボランティア活動に対する資質の向上を図つてはいる。令和6年度は日本語教室、スピーチショーの開催や茨城県スピーチコンテストへの参加、バス研修旅行、各種イベントを開催し、交流を行つた。

東海村国際交流関係団体補助金

予算決算比較表

単位:円

	予算額	決算額	決算額/予算額
前年度	1,278,000	918,623	71.9%
当該年度	1,278,000	876,621	68.6%
前年度比	100.0%	95.4%	

補助割合表

単位:円

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	5,919,000	1,278,000	21.6%
決算(確定時)	5,107,716	876,621	17.2%

(3) 監査の結び

【国際交流協会】

令和6年度の補助額343,621円は、そのほとんどが交流・多文化事業に充てられている。内容は、交流サロン（世界のはちみつを味わう、インド・ネパール料理、ガーナの太鼓演奏）やキッズサロン（異文化との触れ合い、東京）、新年サロン、日本文化紹介（香道）である。しかしながら、外国人の参加者が少なく、例えば、日本の正月を楽しむ新年サロンでは、外国人の参加者は、僅か会員の外国人一人であった。また、全体的に会員以外の参加者が少なく、一部の関係者の中での交流にとどまっているように見える。

本補助事業は、村民を主体とした幅広い分野における国際交流活動を推進するとともに、広く村民の国際意識及び相互理解の促進を図り、併せて多文化を尊重しながら共生する社会の実現に貢献することを目的としている。多くの村民や在村外国人を交え、この趣旨に沿った事業内容となるよう努めてもらいたい。

また、補助金等交付決定審査調査書の所見に述べられているように、より幅広い外国人に向けて、当事者たちが抱える現状の課題に即した支援事業を展開していくことも期待したい。

在村外国人との交流は、将来を担う子どもたちの教育に非常に良い影響を与えるものと考えられる。このため、J-PARC等と連携しながら、身近にある国際的環境を大いに活用し、子供たちの教育に資する活動も期待したい。

補助金申請時の収支予算書では、補助金を交流・多文化事業ばかりでなく、外国人生活支援事業や広報活動事業にも充当することとされていたが、収支決算書では、これらの支出がなく、予算と決算の内容に乖離が見られた。補助金等交付決定審査調査書の査定欄の補

助対象経費、収支決算書の収入の増減に誤りがあった。また、日々の収支を記録する会計帳簿を作成していなかったが、作成したほうがよい。

【日本語支援グループ】

補助金関係事業は適切に行われ、会計帳簿も適切に整備されており、事業実績内容も補助の目的に照らして一定の成果が認められた。

添付されていた書籍代の領収書に明細書の添付がなく、購入した内容が不明確なものがあった。補助金事務手続きにおいて、補助金等交付決定審査調査書査定欄の補助対象経費の金額、収支予算書内の事務費の算出根拠に誤りがあった。

2 東海村みんなで地域づくり事業補助金

(1) 補助事業の概要

当該補助金は、村民が主体的に地域づくりを進める気運を高めるとともに、村民一人ひとりの個性が輝く地域づくりを推進するため、村内において地域自治活動を行う地区自治会に対し、みんなで地域づくり事業に係る経費について補助金を交付するものである。

(2) 団体の概要

令和6年度の補助金交付団体は6団体であり、その全てを監査の対象とした。平成18年度から、本事業により、地区自治会（平成18年度～21年度までは地区委員会）に対して103万円を限度として補助金が交付されており、補助金及び事業収入等で運営されている。補助金の多くが、「地域コミュニティまつり開催事業」や地域の環境美化活動、地区防災訓練等を実施する「地域づくり推進事業」に充てられている。

東海村みんなで地域づくり事業補助金

予算決算比較表

単位:円

	予算額	決算額	決算額/予算額
前年度	6,180,000	5,706,365	92.3%
当該年度	6,180,000	5,988,921	96.9%
前年度比	100.0%	105.0%	

補助割合表

単位:円

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	8,360,000	6,180,000	73.9%
決算(確定時)	7,489,202	5,988,921	80.0%

(3) 監査の結び

本補助事業は、地域における自治活動を行う地区自治会に対して補助金を交付するものである。補助事業に係る事務の執行については、おおむね適正に行われていた。

支出について、その都度、口座から現金を引き出し使用している地区自治会と、手持ち金を小口現金として引き出し、そこから必要なときに支払っている所があった。前者は支出を会計帳簿と通帳で確認できる。

現金の保有は、不正のリスクがあるので、なるべく手持ち金をなくし、支払いは通帳で管理するようにしたほうがよいと考えるが、実務上の問題があるかもしれない。担当課においては、各地区自治会と協議し、適切な統一した方法で業務が行われるよう指導してもらいたい。

みんなで地域づくり事業補助金交付要綱では、補助金超過交付分返還通知書の様式に返還期限の記載がないので、当年度の返還通知書にも期限の記載がない。補助金等交付規則では、返還通知書により、期限を定めて返還を命じる規定になっている。また、納付期限を過ぎると延滞金が発生するので、要綱の様式に返還期限の記載があるべきではないか。

3 東海村地域活動支援センター事業費補助金

(1) 補助事業の概要

当該補助金は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センター事業への補助である。

補助金の額については、補助事業の総事業費×（補助年度の前年度10月1日現在の住民基本台帳法に基づく東海村の人口／I型圏域の総人口（ひたちなか市、那珂市、大洗町、東海村））で算出している。

(2) 団体の概要

令和6年度の補助金交付団体は、「社会福祉法人はまぐの会 地域活動支援センターふわり」と「社会福祉法人町にくらす会 地域活動支援センターKUINA」の2団体である。

「地域活動支援センターふわり」は、地域で生活する障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進し、福祉の推進を図ることを目的とした地域活動支援センター事業I型の運営を行う施設であり、平成11年に開設した。同センターでは、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流を行うとともに、日常生活に必要な便宜を提供している。令和6年度は、補助金の全額を職員の人事費に充てている。

「社会福祉法人町にくらす会 地域活動支援センターKUINA」も、同様な事業を行っている地域活動支援センター事業I型の施設であり、平成18年に開設された。補助金については、職員の人事費と事務費に充てている。

地域活動支援センター事業費補助金

予算決算比較表

単位:円

	予算額	決算額	決算額/予算額
前年度	5,878,000	5,878,000	100.0%
当該年度	5,918,000	5,918,000	100.0%
前年度比	100.7%	100.7%	

補助割合表

単位:円

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	5,918,000	5,918,000	100.0%
決算(確定時)	5,918,000	5,918,000	100.0%

(3) 監査の結び

補助金の事務手続きについてはおおむね適切に行われており、事業実績内容も補助の目的に照らして一定の成果が認められた。

当該補助金の大部分は、職員の人事費に充てられているが、一団体においては、証憑書類（職員の給与台帳）の添付がなく、金額の確認ができなかった。また、同団体では、職員数の内訳（常勤、非常勤）が資料によって異なっていたため、団体に確認を求めたところ、人事費の対象職員の内訳に誤りがあったことが判明した。人事費には、補助金を充当しているため、補助金額に差額が発生した場合は、適切な処理をお願いしたい。

4 東海村スポーツ協会補助金

(1) 補助事業の概要

当該補助金は、村民の健康保持増進、各種運動競技の普及発展、レクリエーション的スポーツの奨励等を通して、村のスポーツ活動を振興することを目的とし活動する東海村スポーツ協会に対する補助金である。

(2) 団体の概要

公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団が事務局となり、補助金交付に関する事務やスポーツ協会の運営事務を行っている。令和6年度は、総合スポーツ大会開催、講習会・研修会への参加、村内中学校部活動への指導者派遣、村スポーツフェスタでの催事運営協力及び競技種目のPR活動等を行った。

東海村スポーツ協会補助金

予算決算比較表

単位:円

	予算額	決算額	決算額/予算額
前年度	7,500,000	6,388,365	85.2%
当該年度	7,500,000	6,947,642	92.6%
前年度比	100.0%	108.8%	

補助割合表

単位:円

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	9,981,000	7,500,000	75.1%
決算(確定時)	7,987,064	6,947,642	87.0%

(3) 監査の結び

補助金関係事業は適正に行われ、当該団体の会計帳簿はおおむね適正に整備され、事業実績内容も補助の目的に照らして一定の成果が認められた。

中学校部活動への指導者派遣については、生徒がその競技に詳しい指導者から指導を受けられる大きなメリットがあるほか、教員の働き方改革・負担軽減にも貢献する。現状、指導者不足等の問題はないようであるが、今後も良い指導者を確保し、力を入れて進めてもらいたい。

補助金の事務手続きについては、提出された事業計画書、収支予算書、収支決算書及び事業実績報告書において、準拠している条項の誤記載があった。事業実績報告書では、要綱に規定されている添付書類の一部が添付されていなかった。また、収支決算書では、収入の区分や比較増減に誤りがあった。

以上、報告する。

令和7年12月16日

東海村監査委員

土尻 滋

東海村監査委員

笹嶋 士郎